

安全運転管理者業務の拡充に関するQ & A



Q 1 酒気帯びの有無の確認は、従業員が車両を運転する都度行うのか。

A 必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではありません。

運転を含む業務の開始前や出勤時、終了後や退勤時などに行うことで足ります。

Q 2 目視で確認とは。

また、対面での確認が困難である場合はどのようにすればよいのか。

A 目視で確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することです。

運転者のアルコールの確認方法は対面が原則ですが、勤務場所に直行直帰する場合など対面での確認が困難な場合は、これに準ずる適宜の方法で実施することができます。

例えば、

- カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等を確認する方法（10月1日以降はアルコール検知器による測定結果も確認）
- 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認する方法（10月1日以降はアルコール検知器による測定結果も報告させる）

等の対面による確認と同視できるような方法で行うことが可能です。

Q 3 国家公安委員会の定めるアルコール検知器の基準及び推奨品は。

A アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等で確認できるものであれば足り、推奨品は特にありません。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含みます。

Q 4 酒気帯びの有無を確認して、どのような内容を記録するのか。

A 酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録して、1年間保存しなければなりません。

- 確認者名
- 対象の運転者
- 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 確認の日時
- 確認の方法
 - ・ アルコール検知器の使用の有無（令和4年10月1日から実施）
 - ・ 対面でない場合は具体的方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

※ 確認記録簿については、別添「確認記録簿（一例）」を参考にしてください。

Q 5 安全運転管理者が不在の場合、酒気帯びの有無の確認は。

A 副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が実施できます。
安全運転管理者が不在の時や、安全運転管理者による確認が困難な場合は、確認業務を副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、アルコールの確認を行わせることができます。

Q 6 同一会社の他の支店で運転を開始又は終了する場合、別支店の安全運転管理者が確認することができるのか。

A 可能ですが、確認した安全運転管理者から、本来の所属する安全運転管理者に対し、電話その他の直接対話できる方法によって報告させる必要があります。

Q 7 アルコール検知器を常時有効に保持するとは。

A アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持することをいいます。
アルコール検知器は、制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・管理・保守し、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。